

法人県民税（法人の県民税）

【納める人】

区 分		均等割	法人税割
法人	県内に事務所・事業所を有する場合	○	○
	県内に事務所・事業所を有しないが、 県内に寮など（寮、宿泊所、クラブ等）を有する場合	○	-
公共法人	県内に事務所・事業所を有する場合（注1）	○	-
公益法人等	県内に事務所・事業所を有し、 収益事業（当該社団又は財団で収益事業を 廃止したものを含む。）又は法人課税信託の 引受けを行っている場合	○	○
	収益事業を行わない場合（注1）	○	-
法人でない社団 又は財団で代表 者や管理人の定 めのあるもの	県内に事務所・事業所を有し、 収益事業（当該社団又は財団で収益事業を 廃止したものを含む。）又は法人課税信託の 引受けを行っている場合（注2）	○	○
	収益事業を行わない場合	-	-
個人	県内に事務所・事業所を有し、 法人課税信託の引受けを行うことにより、法人税が課される場合	-	○

（注1） 公共法人及び公益法人等については、地方税法の規定により非課税とされるものがあります。

（注2） 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。）又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなされます。

【納める額】

区 分		納める税額			
			うち「いしかわ 森林環境税」分		
均 等 割	(1)公共法人及び公益法人等 (2)人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの） (3)一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人を除く） (4)資本金の額（又は出資金の額）を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く） (5)資本金等の額が1千万円以下の法人	21,000円	1,000円		
	資本金等の額が1千万円を超え、1億円以下の法人	52,500円	2,500円		
	資本金等の額が1億円を超え、10億円以下の法人	136,500円	6,500円		
	資本金等の額が10億円を超え、50億円以下の法人	567,000円	27,000円		
	資本金等の額が50億円を超える法人	840,000円	40,000円		
区 分		納める税率（％）			
		事業年度の開始日			
		平成26年 9月30日以前	平成26年 10月1日以後 ^注		
法 人 税 割	資本金の額（又は出資金の額）が1億円を超える法人、保険業法に規定する相互会社、解散による清算所得に係るもの	法人税額×	5.8	4.0	
	資本金の額（又は出資金の額）が1億円以下の法人など	法人税額が年額1千万円以下の法人	法人税額×	5.0	3.2
		法人税額が年額1千万円を超える法人	法人税額×	5.8	4.0

（注） 平成26年度税制改正により、消費税率（国・地方）8％段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、税率の引下げ分に相当する地方法人税（国税）が新たに創設されました（平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用）。

※ 石川県においては、法人県民税法人税割について、標準税率に加えて超過税率を採用しています（昭和51年2月1日以後に終了する事業年度分より）。

・適用期間（現行：超過税率0.8％）…平成33年1月31日までの間に終了する事業年度分

・目的…人ともの交流が盛んな地域づくり、地方創生に向けた魅力と活力に溢れる産業づくり等に要する財源の一部に充てるため

※ 資本金等の額とは、法人税法第2条第16号又は同条第17号の2に規定する額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額）をいいます。

なお、平成27年度税制改正により、『資本金等の額（無償増減資等を加減算した額）』と『資本金に資本準備金を加算した額』を比較し、いずれか多い額が資本金等の額となりました（平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用。ただし最初の事業年度に係る予定申告に限り、改正前の規定とする経過措置が設けられています。）。

※ 清算所得に対して課税されるのは、平成22年9月30日以前に解散した法人に限ります（平成22年10月1日以後に解散した法人については、通常の所得課税となります。）。

【申告と納税】

申告と納税などは、すべて法人事業税と一緒にを行います。

※ 電子申告をすることができます。

詳しくは、一般社団法人地方税電子化協議会のホームページ（<http://www.eltax.jp/>）をご参照ください。

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
中間申告 （事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人）	予定申告	$\left(\text{前事業年度の法人税割額} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}} \right) + \text{均等割額}$	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
	仮決算に基づく中間申告 （予定申告の税額を超えない場合に限り選択可能）	$(\text{法人税額} \times \text{税率}) + \text{均等割額}$	
確定申告		$[(\text{法人税額} \times \text{税率}) + \text{均等割額}] - \text{中間納付額}$	事業年度終了の日から2か月以内（注）
解散法人の申告	清算中の事業年度が終了した場合の申告	$(\text{法人税額} \times \text{税率}) + \text{均等割額}$	事業年度終了の日から2か月以内
	残余財産の一部を分配又は引渡しをする場合の申告	$\text{法人税額} \times \text{税率}$	分配又は引渡しの日の前日
	残余財産が確定した場合の申告	$[(\text{法人税額} \times \text{税率}) + \text{均等割額}] - \text{清算中の予納額}$	残余財産確定の日から1か月以内と残余財産の最後の分配又は引渡しの日の前日とを比較していずれか早い日
公共法人・公益法人等で法人税割が課されないもの		均等割額	毎年4月30日

（注） 会計監査人による監査などの理由によって決算が確定しない法人で法人税において申告期限の延長が承認され、国の税務官署において提出期限が指定された場合は、その指定された日が申告期限となります。

- ※ 均等割額については、事務所等を有する期間に応じて月割計算で算定した税額を申告して納めます。
- ※ 連結法人の場合は、「法人税額」を「個別帰属法人税額」、「事業年度」を「連結事業年度」に読み替えます。
- ※ 連結法人の中間申告は、予定申告に限られ、連結法人税個別帰属支払額を基準にその要否を判定します。
- ※ 清算所得に対して課税されるのは、平成22年9月30日以前に解散した法人に限ります。平成22年10月1日以後に解散した法人については、通常の所得課税となります。
- ※ 2以上の都道府県に事務所・事業所がある法人は、法人税割の課税標準を関係都道府県ごとの従業者数を基準にして、各都道府県に分割し、申告納付することとされています。

(参考) 地方法人税 (国税)

平成26年3月31日に公布された「地方法人税法（平成26年法律第11号）」により地方法人税が創設されました。

これに伴い、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、法人税の納税義務のある法人は、地方法人税の納税義務者となり、地方法人税確定申告書の提出が必要となります。

なお、地方法人税確定申告書と法人税確定申告書を一つの様式としています（以下省略）。

出典：国税庁作成リーフレット「地方法人税が創設されました」（平成26年9月）

【納める人】

法人税（国税）の納税義務がある法人

【納める額】

各事業年度の所得に対する法人税額（所得税額や外国税額等の控除前）の4.4%

【申告と納税】

法人税と同じ時期に国（税務署）に申告し、納付します。

県税豆知識 その4

法人住民税法人税割（地方税）と地方法人税（国税）の関係について [イメージ図]

